

平成28年9月定例会

# 議案説明資料

## 予算に関する説明書

(平成28年度9月補正予算関係)

総務部

### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成28年9月定例会議案説明資料目次

総務部

## 【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁	
第1号	平成28年度鳥取県一般会計補正予算			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1	
	2 補正予算給与費明細書	財政課	6	
	3 補正予算説明資料	(総括表)		7
			税務課	8
			情報政策課	9
	4 歳入歳出事項別明細書		10	
5 節の明細		13		
6 債務負担行為に関する調書	情報政策課	14		

## 【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第5号	鳥取県税条例の一部改正について	税務課	15

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	平成27年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について	総務課	21
第2号	平成27年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	情報政策課ほか	22
第15号	長期継続契約の締結状況について	関西本部	23

## 平成28年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	518,180	190,716	708,896
8 使用料及び手数料	4,519,135	△ 11,899	4,507,236
9 国庫支出金	45,254,882	13,307,611	58,562,493
10 財産収入	1,178,579	41,850	1,220,429
12 繰入金	23,547,559	1,626,671	25,174,230
13 繰越金	2,037,324	1,485,033	3,522,357
14 諸収入	9,114,713	1,131,760	10,246,473
15 県債	47,371,000	10,355,000	57,726,000
歳入合計	358,002,291	28,126,742	386,129,033

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	30,915,938	553,858	31,469,796	43,722	342,000		168,136
3 民生費	45,417,769	145,414	45,563,183	77,347		39,949	28,118
4 衛生費	12,950,743	3,096,363	16,047,106	1,090,625	100,000	1,429,186	476,552
5 労働費	2,686,710	30,000	2,716,710	11,000			19,000
6 農林水産業費	24,463,284	9,666,080	34,129,364	6,084,772	2,019,000	1,439,470	122,838
7 商工費	15,351,745	2,468,248	17,819,993	50,750	2,131,000		286,498
8 土木費	47,886,964	12,051,447	59,938,411	5,927,945	5,697,000	70,493	356,009
9 警察費	17,398,116	18,220	17,416,336	9,110			9,110
10 教育費	69,392,243	97,112	69,489,355	12,340	66,000		18,772
歳出合計	358,002,291	28,126,742	386,129,033	13,307,611	10,355,000	2,979,098	1,485,033

歳入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 農林水産業費分担金	41,402	42,105	83,507	1 農地費分担金	42,105	土地改良費分担金 37,500 農地防災事業費分担金 4,605
計	41,402	42,105	83,507			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
4 農林水産業費負担金	218,756	81,994	300,750	1 農地費負担金	57,289	土地改良費負担金 27,340 農地防災事業費負担金 29,949
				2 林業費負担金	22,905	林道費負担金
				3 水産業費負担金	1,800	漁港建設費負担金
5 土木費負担金	242,829	66,617	309,446	3 河川海岸費負担金	59,917	河川改良費負担金 14,267 砂防費負担金 45,650
				5 都市計画費負担金	6,700	街路事業費負担金
計	476,778	148,611	625,389			

8款 使用料及び手数料

1項 使用料

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 民生使用料	549,981	△ 11,899	538,082	1 児童福祉施設使用料	△ 11,899	
計	3,496,870	△ 11,899	3,484,971			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 民生費国庫負担金	2,017,279	4,471	2,021,750	1 社会福祉費負担金	4,471	老人福祉費負担金
2 衛生費国庫負担金	752,243	883,703	1,635,946	2 医薬費負担金	883,703	医務費負担金
計	14,803,257	888,174	15,691,431			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
2 総務費国庫補助金	1,527,977	43,722	1,571,699	2 企画費補助金	28,271	企画総務費補助金 8,471 計画調査費補助金 18,100 交通対策費補助金 1,700
				3 防災費補助金	9,154	防災総務費補助金
				4 市町村振興費補助金	6,297	自治振興費補助金
3 民生費国庫補助金	1,027,463	72,372	1,099,835	1 社会福祉費補助金	43,458	社会福祉総務費補助金 9,637 消費者支援対策費補助金 33,821
				2 児童福祉費補助金	28,914	児童福祉総務費補助金
4 衛生費国庫補助金	1,353,240	206,922	1,560,162	2 環境衛生費補助金	142,440	食品衛生指導費補助金 6,500 環境保全費補助金 135,940
				3 医薬費補助金	64,482	医務費補助金 62,875 薬務費補助金 1,607

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金額 千円	
5 労働費国庫補助金	230,561	11,000	241,561	2 労政費補助金	11,000	労政総務費補助金
6 農林水産業費国庫補助金	6,557,788	6,084,772	12,642,560	1 農業費補助金	338,220	農業総務費補助金 69,812 農作物対策費補助金 261,284 園芸試験場費補助金 7,124
				2 畜産業費補助金	401,706	畜産振興費補助金
				3 農地費補助金	297,298	農地総務費補助金 5,000 土地改良費補助金 142,400 農地防災事業費補助金 149,898
				4 林業費補助金	2,001,852	林業振興費補助金 979,880 造林費補助金 530,000 林道費補助金 120,900 治山費補助金 270,372 林業試験場費補助金 100,700
				5 水産業費補助金	3,045,696	漁港建設費補助金 2,833,500 栽培漁業センター費補助金 212,196
7 商工費国庫補助金	38,636	50,750	89,386	1 観光費補助金	50,750	観光費補助金
8 土木費国庫補助金	14,317,249	5,927,945	20,245,194	2 道路橋りょう費補助金	3,132,698	道路橋りょう維持費補助金
				3 河川海岸費補助金	1,706,671	河川総務費補助金 95,700 河川改良費補助金 701,496 砂防費補助金 709,475 海岸保全費補助金 200,000
				4 港湾費補助金	479,000	港湾建設費補助金 29,000 空港費補助金 450,000
				5 都市計画費補助金	311,500	街路事業費補助金 70,000 公園費補助金 241,500
				6 住宅費補助金	298,076	住宅建設費補助金
9 警察費国庫補助金	587,571	9,110	596,681	2 警察活動費補助金	9,110	刑事警察費補助金
10 教育費国庫補助金	748,466	12,340	760,806	5 特別支援学校費補助金	12,340	特別支援学校費補助金
計	28,602,036	12,418,933	41,020,969			

3項 委託金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 民生費委託金	78,237	504	78,741	3 児童福祉費委託金	504	母子福祉費委託金
計	1,849,589	504	1,850,093			

10款 財産収入

2項 財産売却収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
3 生産物売却収入	216,427	41,850	258,277	1 生産物売却収入	41,850	
計	682,747	41,850	724,597			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金額 千円	
9 森林環境保全基金繰入金	146,622	70,000	216,622	1 森林環境保全基金繰入金	70,000	造林費充当
12 安心こども基金繰入金	301,258	31,990	333,248	1 安心こども基金繰入金	31,990	児童福祉総務費充当
17 地域医療介護総合確保基金繰入金	1,360,304	1,091,463	2,451,767	1 地域医療介護総合確保基金繰入金	1,091,463	社会福祉総務費充当 7,959 児童福祉施設費充当 11,899 医務費充当 1,066,851 保健師等指導管理費充当 993 鳥取看護専門学校費充当 3,761
18 和牛振興戦略基金繰入金	72,474	75,637	148,111	1 和牛振興戦略基金繰入金	75,637	畜産振興費充当
21 鳥取元気づくり推進基金繰入金	797,993	△ 5,500	792,493	1 鳥取元気づくり推進基金繰入金	△ 5,500	環境保全費充当
25 地域医療再生基金繰入金	0	363,081	363,081	1 地域医療再生基金繰入金	363,081	医務費充当
計	23,361,733	1,626,671	24,988,404			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 繰越金	2,037,324	1,485,033	3,522,357	1 前年度繰越金	1,485,033	
計	2,037,324	1,485,033	3,522,357			

14款 諸収入

5項 受託事業収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
18 森林総合研究所受託事業収入	3,897	400	4,297	1 森林総合研究所受託事業収入	400	
80 日本電信電話等受託事業収入	0	3,876	3,876	1 日本電信電話等受託事業収入	3,876	
計	1,918,634	4,276	1,922,910			

8項 雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
7 雑入	2,783,238	1,127,484	3,910,722	1 雑入	1,127,484	
計	3,208,677	1,127,484	4,336,161			

15款 県債

1項 県債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円	
				区 分	金額 千円		
1 総務債	3,186,000	342,000	3,528,000	1 総務管理債	263,000	私立学校振興費充当	
				2 企画債	79,000	スポーツ振興費充当	
3 衛生債	79,000	100,000	179,000	4 環境衛生債	100,000	環境保全費充当	
5 農林水産業債	1,904,000	2,019,000	3,923,000	1 農地債	147,000	土地改良費充当 73,000 農地防災事業費充当 74,000	
					2 林業債	680,000	造林費充当 253,000 林道費充当 51,000 治山費充当 276,000 林業試験場費充当 100,000
				3 水産業債		943,000	漁港建設費充当 731,000

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金額 千円	
				80 畜 産 業 債	249,000	栽培漁業センター費充当 212,000 畜産振興費充当
6 普 通 土 木 債	10,995,000	4,760,000	15,755,000	2 道 路 橋 り ょ う 債	1,828,000	道路橋りょう維持費充当 606,000 道路橋りょう新設改良費充当 1,222,000
				3 河 川 海 岸 債	1,827,000	河川改良費充当 830,000 砂防費充当 775,000 海岸保全費充当 222,000
				4 港 湾 債	450,000	空港費充当
				5 都 市 計 画 債	269,000	街路事業費充当 28,000 公園費充当 241,000
				6 住 宅 債	386,000	住宅建設費充当
8 教 育 債	5,167,000	66,000	5,233,000	2 特 別 支 援 学 校 債	66,000	特別支援学校費充当
10 直 轄 事 業 債	6,096,000	937,000	7,033,000	1 直 轄 道 路 事 業 債	816,000	直轄道路事業費充当
				2 直 轄 河 川 海 岸 事 業 債	121,000	直轄河川事業費充当 82,000 直轄砂防事業費充当 39,000
80 商 工 債	0	2,131,000	2,131,000	2 商 業 債	2,100,000	金融対策費充当
				3 観 光 債	31,000	観光費充当
計	47,371,000	10,355,000	57,726,000			

# 給 与 費 明 細 書

1 特別職(一般職非常勤を含む)

区分	職員数 (人)	給 与 費						合計 (千円)	備 考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			共済費 (千円)
補正後	長等	2	24,252	8,176 2.79		27	32,455	5,377	37,832	
	議員	35	307,932	103,812 2.79			411,744		411,744	
	その他の特別職	8,733	4,151,774	2,193 2.79		660	4,161,131	503,426	4,664,557	
	計	8,770	4,459,706	114,181		687	4,605,330	508,803	5,114,133	
補正前	長等	2	24,252	8,176 2.79		27	32,455	5,377	37,832	
	議員	35	307,932	103,812 2.79			411,744		411,744	
	その他の特別職	8,714	4,149,464	2,193 2.79		660	4,158,821	503,424	4,662,245	
	計	8,751	4,457,396	114,181		687	4,603,020	508,801	5,111,821	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	19	2,310				2,310	2	2,312	
	計	19	2,310				2,310	2	2,312	



補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
税務課	24,062,762	2,463	24,065,225				2,463	
情報政策課	2,228,525	18,100	2,246,625	18,100				
合計	98,316,675	20,563	98,337,238	18,100	0	0	2,463	
<p>&lt;説明&gt;</p> <p>【税務課】 県税収納管理事業(2,463千円)</p> <p>【情報政策課】 (新)情報提供ネットワークシステム等統合運用テスト実施事業(18,100千円)</p>								

平成28年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

3項 徴税费

税務課(内線:7161)

2目 賦課徴収費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫出金	起債	その他	一般財源	
県税収納管理事業	1,048,596	2,463	1,051,059				2,463	
トータルコスト	1,313,728	2,463	1,316,191	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	34.0人	0.0人	34.0人	—				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県から各市町村へ支払う個人県民税徴収取扱費交付金の増額補正である。

2 主な事業内容

個人県民税は、個人市町村民税と併せて各市町村が賦課徴収を行うこととされ、市町村の個人県民税の賦課徴収に関する事務に要する費用を補償するため、地方税法の規定に基づき県が市町村へ徴収取扱費交付金を交付している。(納税義務者1人当たり3,000円ほか)

本年11月の交付金の支払いに当たり、交付金の基礎となる納税義務者数が増加(+1,418人)していることを主な理由として交付金が不足するため、増額補正するものである。

※本県では、徴収取扱費を前期(4月~7月分)と後期(8月~翌年3月)の2期に分け、前期分を11月、後期分を翌年5月に市町村に交付している。

<個人県民税徴収取扱費交付金増額の主な理由>

納税義務者数の増加(+1,418人:271,684人→273,102人)

【事業内訳】

(単位:千円)

	当初予算額	補正額	計
個人県民税徴収取扱費交付金	860,105	2,463	862,568



平成28年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費								
	節	補正前	補正額	補正後	うち総務部				
					補正前	補正額	補正後	2項 企画費	
				補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	541,040	36	541,076	180,407		180,407	2,161		2,161
2 給 料	2,917,486		2,917,486	1,471,366		1,471,366	56,235		56,235
3 職員手当等	4,480,023		4,480,023	3,722,033		3,722,033	28,950		28,950
4 共 済 費	1,159,905		1,159,905	575,343		575,343	21,260		21,260
5 災 害 補 償 費	500		500	500		500			
6 恩給及び退職年金	20,848		20,848	20,848		20,848			
7 賃 金	36,107		36,107	28,092		28,092			
8 報 償 費	276,767	966	277,733	240,837		240,837	48		48
9 旅 費	248,815	538	249,353	95,053		95,053	3,334		3,334
費用弁償	29,366	12	29,378	4,966		4,966	20		20
普通旅費	164,106		164,106	80,812		80,812	3,177		3,177
特別旅費	55,343	526	55,869	9,275		9,275	137		137
10 交 際 費	3,600		3,600	3,500		3,500			
11 需 用 費	567,390		567,390	295,931		295,931	11,173		11,173
12 役 務 費	547,747		547,747	212,124		212,124	60,928		60,928
13 委 託 料	5,181,154	63,225	5,244,379	2,252,753	18,100	2,270,853	1,477,158	18,100	1,495,258
14 使用料及び賃借料	681,207	400	681,607	550,424		550,424	405,356		405,356
15 工 事 請 負 費	2,552,065	91,655	2,643,720	849,234		849,234			
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	141,271	8,000	149,271	12,547		12,547			
19 負担金、補助及び交付金	8,058,663	389,038	8,447,701	1,208,885	2,463	1,211,348	161,922		161,922
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000	2,000		2,000			
23 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200	30,000		30,000			
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	3,130,311		3,130,311	121,373		121,373			
26 寄 附 金	198,478		198,478	198,478		198,478			
27 公 課 費	361		361						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	30,915,938	553,858	31,469,796	12,071,728	20,563	12,092,291	2,228,525	18,100	2,246,625
財 源									
国庫支出金	2,168,436	43,722	2,212,158	562	18,100	18,662		18,100	18,100
地方債	3,186,000	342,000	3,528,000	1,585,000		1,585,000	963,000		963,000
その他	4,243,147		4,243,147	2,532,308		2,532,308	4,260		4,260
一般財源	21,318,355	168,136	21,486,491	7,953,858	2,463	7,956,321	1,261,265		1,261,265

平成28年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費								
	うち総務部								
	2項 企画費			3項 徴税费					
	2目 計画調査費						2目 賦課徴収費		
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	2,161		2,161	38,381		38,381	30,254		30,254
2 給 料				374,900		374,900			
3 職員手当等				193,460		193,460			
4 共 済 費	350		350	145,620		145,620	4,910		4,910
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賞 金				1,025		1,025	1,025		1,025
8 報 償 費	48		48	120,919		120,919	120,883		120,883
9 旅 費	3,334		3,334	5,483		5,483	3,489		3,489
費用弁償	20		20	193		193	175		175
普通旅費	3,177		3,177	5,154		5,154	3,274		3,274
特別旅費	137		137	136		136	40		40
10 交 際 費									
11 需 用 費	11,173		11,173	24,706		24,706	5,931		5,931
12 役 務 費	60,928		60,928	30,070		30,070	25,318		25,318
13 委 託 料	1,477,158	18,100	1,495,258	180,858		180,858	113,772		113,772
14 使用料及び賃借料	405,356		405,356	10,431		10,431	6,179		6,179
15 工事請負費				38,710		38,710			
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費				6,610		6,610			
19 負担金、補助及び交付金	161,922		161,922	921,737	2,463	924,200	912,105	2,463	914,568
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積 立 金									
26 寄 附 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	2,122,430	18,100	2,140,530	2,092,910	2,463	2,095,373	1,223,866	2,463	1,226,329
財 源									
内 庫 支 出 金		18,100	18,100						
地 方 債	963,000		963,000	29,000		29,000			
そ の 他	4,260		4,260	25,810		25,810	9,534		9,534
一 般 財 源	1,155,170		1,155,170	2,038,100	2,463	2,040,563	1,214,332	2,463	1,216,795

平成28年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	総 務 部 合 計		
	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	199,888		199,888
2 給 料	1,512,605		1,512,605
3 職員手当等	3,743,263		3,743,263
4 共 済 費	592,914		592,914
5 災 害 補 償 費	500		500
6 恩給及び退職年金	20,848		20,848
7 賃 金	28,092		28,092
8 報 償 費	246,970		246,970
9 旅 費	105,858		105,858
費用弁償	7,435		7,435
普通旅費	85,226		85,226
特別旅費	13,197		13,197
10 交 際 費	3,500		3,500
11 需 用 費	302,029		302,029
12 役 務 費	219,081		219,081
13 委 託 料	2,307,320	18,100	2,325,420
14 使用料及び賃借料	636,627		636,627
15 工 事 請 負 費	849,234		849,234
16 原 材 料 費			
17 公有財産購入費			
18 備 品 購 入 費	12,547		12,547
19 負担金、補助及び交付金	13,799,043	2,463	13,801,506
20 扶 助 費	1,500		1,500
21 貸 付 金			
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000
23 償還金、利子及び割引料	9,742,748		9,742,748
24 投資及び出資金			
25 積 立 金	121,373		121,373
26 寄 附 金	198,478		198,478
27 公 課 費			
28 繰 出 金	63,520,257		63,520,257
予 備 費	150,000		150,000
計	98,316,675	20,563	98,337,238
財 国庫支出金	205,840	18,100	223,940
源 地 方 債	1,585,000		1,585,000
内 そ の 他	13,857,166		13,857,166
訳 一 般 財 源	82,668,669	2,463	82,671,132

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
3項 徴税费	
2目 賦課徴收费	
負担金、補助 及び交付金	個人県民税徴収取扱費市町村交付金 <span style="float: right;">2,463</span>

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	其 他	一 般 財 源	
平成28年度 文書管理システム検索連携サーバ賃借料	千円		千円		千円	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
	25,901			平成28年度から 平成33年度まで	25,901				25,901



条例名等

鳥取県税条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由

(1) 法人県民税法人税割に係る超過課税の延長

法人県民税法人税割に係る超過課税の特例期間が終了することに鑑み、引き続き産業振興の財源の一部に充てるため、現行と同様の超過課税を継続する等の改正を行う。

本県では「産業振興」を県の最重要課題の一つとして位置付け、安定かつ持続可能な経済成長を実現するために、成長が見込まれる産業分野への戦略的な施策の推進や「正規雇用1万人チャレンジ」の取組など企業立地や雇用創出に向けた様々な事業に積極的に取り組んでいるところであり、これらの事業を実施していくためには引き続き多額の費用が必要である。

(2) 電気自動車及び水素自動車に係る自動車税の税率設定

電気自動車及び水素自動車の普及状況に鑑み、電気自動車及び水素自動車に係る自動車税の税率の設定等を行う。

2 概要

(1) 法人県民税法人税割に係る超過課税の延長

法人県民税法人税割の税率を標準税率に0.8%上乘せする超過課税(適用対象から中小法人等を除く。)の適用期限について、平成33年3月31日までに開始する事業年度までの5年間延長する。

区 分		現 行	改正後
税率の特例期間		平成29年3月31日までに終了する事業年度	平成33年3月31日までに開始する事業年度
特例期間中の法人税割の税率	中小法人等(資本金等の額が1億円以下で、かつ法人税額が年1,000万円以下の法人)	3.2%	3.2%
	中小法人等以外の法人	4.0%	4.0%

※地方税法では、税率等の改正時期を定める際には、事業年度の開始日を基準としているため、本県もそれに合わせることにする。これにより適用期間が実質的に1年間延長されるため、特例期間の終期を現行の規定の4年後とした。

(2) 電気自動車及び水素自動車に係る自動車税の税率設定

① 水素自動車

水素自動車に係る自動車税について、電気自動車と同額とするよう新たに税率を定める。

② トラック

トラックのうち電気自動車であるものに係る自動車税について、最大積載量が最小の区分の貨客兼用車(最大乗車定員が4人以上のトラックをいう。以下同じ。)を想定し一律に定めている税率を改め、電気自動車でないトラックと同様に最大積載量の区分に応じた税率とし、併せて、貨客兼用車については総排気量が最小の区分の加算額と同額をこれに加算するよう定める。

【自家用車：最大積載量に応じて、8,000円～(貨客兼用車には5,200円を加算)】

③ キャンピング車

キャンピング車のうち電気自動車であるものに係る自動車税について、新たに、総排気量が最小の区分の電気自動車でないキャンピング車と同額の税率を定める。

【自家用車：23,600円(定額)】

3 施行期日

施行期日は、公布日とする。

<参 考>

① 対象法人及び税収実績（見込）額  
〔超過課税対象法人〕

- ・約1,500社（全法人の約12%）
- ・対象法人のうちの約1,200社（約8割）  
は県外に本社がある法人

〔税収実績（見込）額〕（単位：億円）

年 度	法人県民税 法人税割の 税収	うち超過 課税分
24年度	14.2	1.7
25年度	14.3	1.7
26年度	16.0	1.9
27年度	13.7	2.0
28年度(見込)	11.7	2.1

② 税収の使途（「正規雇用1万人チャレンジ」に  
関連する平成28年度事業の主なもの）

（単位：億円）

主な事業（例示）	H28予算額
働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県 雇用促進事業	3.6
鳥取県未来人材育成奨学金支援事業	2.2
女性・中高年者就業支援事業	1.0
正規雇用転換促進助成金事業	0.3
計	7.1

※H28予算額は5月補正後の額。

③ 法人県民税法人税割の超過課税の全国の実施状況

全国的に、昭和50年代初めから超過課税を開始し、以後数年おきに延長している。

実 施	未実施
静岡県を除く46都道府県（東京都及び大阪府は4.2%、 それ以外は4.0%の超過税率を適用）	静岡県（ただし、法人事業税で超過 課税を実施）

④ 自動車税の具体的な税率（抜粋）

区 分	最 大 積 載 量	排 気 量	ガソリン車	電気自動車		
				改正後	改正前	
自家用	乗用車	—	～10	29,500円	29,500円	
		—	10～1.50	34,500円		
		—	1.50～20	39,500円		
		—	20～2.50	45,000円		
	トラック	～1t	—	8,000円	8,000円	13,200円
		7t～8t	—	40,500円	40,500円	
	トラックのうち 貨客兼用車 (貨客兼用車加算後)	～1t	～10	13,200円	13,200円	
			10～1.50	14,300円		
		7t～8t	～10	45,700円	45,700円	
			10～1.50	46,800円		
	キャンピング車	—	～10	23,600円	23,600円	税率なし
		—	10～1.50	27,600円		
—		1.50～20	31,600円			
—		20～2.50	36,000円			

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(法人税割の税率)</p> <p>第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法人税割</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) <u>平成33年3月31日</u>までに開始する各事業年度分の法人税割</td> <td style="text-align: center;">ア イに掲げる法人税割以外の法人税割</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">100分の4</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">100分の3.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p> <p>(用語)</p> <p>第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電気自動車</u> 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの（次号に掲げるものを除く。）をいう。</p> <p>(3) <u>水素自動車</u> 水素を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(自動車税の税率)</p> <p>第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（天然ガス自動車、法附</p>	法人税割	税率	略		(2) <u>平成33年3月31日</u> までに開始する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割		イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割		100分の4		100分の3.2	<p>(法人税割の税率)</p> <p>第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法人税割</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) <u>平成29年3月31日</u>までに終了する各事業年度分の法人税割</td> <td style="text-align: center;">ア イに掲げる法人税割以外の法人税割</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">100分の4</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">100分の3.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p> <p>(用語)</p> <p>第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 電気自動車 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(自動車税の税率)</p> <p>第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（<u>電気自動車</u>、天然ガス</p>	法人税割	税率	略		(2) <u>平成29年3月31日</u> までに終了する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割		イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割		100分の4		100分の3.2
法人税割	税率																								
略																									
(2) <u>平成33年3月31日</u> までに開始する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割																								
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割																								
	100分の4																								
	100分の3.2																								
法人税割	税率																								
略																									
(2) <u>平成29年3月31日</u> までに終了する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割																								
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割																								
	100分の4																								
	100分の3.2																								

則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車（以下「天然ガス自動車等」という。）を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車であつて平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(4)・(5) 略

自動車		通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
(1) 乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）	ア 略				
	k 電気自動車又は水素自動車	7,500円		2,000円	4,000円
イ 略					
	k 電気自動車又は水素自動車	29,500円		7,500円	15,000円
(2) トラック（3輪の小型自動車であるものを除く。）	ア 略				
	m 普通自動車に属する被けん引車	(b) 7,500円		最大積載量が8トンを超えるもの	最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800

自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車（以下「電気自動車等」という。）を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車であつて平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（電気自動車等を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(4)・(5) 略

自動車		通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
(1) 乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）	ア 略				
	k 電気自動車	7,500円		2,000円	4,000円
イ 略					
	k 電気自動車	29,500円		7,500円	15,000円
(2) トラック（3輪の小型自動車であるものを除く。）	ア 略				
	m 普通自動車に属する被けん引車	(b) 7,500円		最大積載量が8トンを超えるもの	最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800



	電 気 円	円	円
	自 動		
	車 又		
	は 水		
	素 自		
	動 車		
略			
略			

2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税にあっては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる自動車税にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

自動車		通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
営業用	略				
	総排気量が1.5リットルを超えるものの	6,300円	6,900円	1,600円	3,200円
	電気自動車又は水素自動車	3,700円		1,000円	1,800円
自家用	略				
	総排気量が1.5リットルを超えるものの	8,000円	8,800円	2,000円	4,000円
	電気自動車又は水素自動車	5,200円		1,300円	2,600円

略				
略				

2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税にあっては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる自動車税にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

自動車		通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
営業用	略				
	総排気量が1.5リットルを超えるものの	6,300円	6,900円	1,600円	3,200円
自家用	略				
	総排気量が1.5リットルを超えるものの	8,000円	8,800円	2,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取県条例第138条の規定は、この条例の施行の日以後に納税義務が発生した者に対して課する自動車税について適用し、この条例の施行の日前に納税義務が発生した者に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

平成27年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成27年度継続費予算現額			残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計			繰越金	国庫支出金	特定財源 地方債
2	総務費	県庁第二庁舎外壁 修理事業	953,319,000	370,976,000	16,191,240	387,167,240	319,317,240	22,317,240		297,000,000	
	計		953,319,000	370,976,000	16,191,240	387,167,240	319,317,240	22,317,240		297,000,000	

平成27年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

総務部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			地方債	
						国庫支出金	分担金及び 負担金	その他		
2	総務費 2 企画費	鳥取県自治体情報セキュリティ リテイククラウド整備事業費	227,900,000	227,900,000	円	円	円	円	円	950,000
3	民政費 1 社会福祉費	地方改善事業費	253,814,000	8,323,000		5,548,000				2,775,000
		計	481,714,000	236,223,000	0	119,498,000	0	0	113,000,000	3,725,000



長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	関西本部	物品	電話主装置 電話機	1台 17台	鳥取市湯所町二丁目258番地 西日本電信電話株式会社 鳥取支店	1,029,581	平成28年5月29日 ～平成34年3月31日	鳥取県関西本部
2	関西本部	物品 保守	複合機	2台	大阪府大阪市中央区今橋二丁目5番8号 富士ゼロックス大阪株式会社 公共営業部	月当たり賃借料 3,000円 及び使用1枚当たり 黒 0.78円 カラー 4.62円	平成28年6月1日 ～平成33年5月31日	鳥取県関西本部

